

# 第 1 0 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 1 0 月 5 日 ( 月 )

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第33号から第35号)  
日程第4 議事(議案第31号から第33号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

### 出席委員(22人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
8番	前田 進	9番	土合 正夫
10番	城石美枝子	11番	山谷 孝芳
12番	村上 利之	13番	前田 光春
15番	水元 睦雄	16番	石庭 文男
17番	川西喜一郎	18番	山下 隆之
19番	杉本 周平	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

### 欠席委員(3人)

7番	明石 茂	14番	熊西 忠治
20番	堀 清範		

### 議事日程

- 第1 議事録署名人の指名  
第2 報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第34号 農地等第18条第6項の規定による通知等について  
報告第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について

議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二  
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 遠藤 修 主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 4 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 10 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立して  
おりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に  
おいて「22 番 石井委員」「23 番 前花委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。

以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第33号の説明）

議長（舟木会長）

報告第33号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第34号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第34号 農地法第18条第6項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第35号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下  
願出について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

水元委員

取下理由はなんですか。

事務局（堀）

今回の申請案件に隣接する既存の建物が、都市計画法上の手続きが必要か  
どうか確認することになったため、一旦本案件を取り下げるものです。

水元委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

( 議案第 3 1 号説明・表決 )

議長 ( 舟木会長 )

それでは、まず議案第 3 1 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 1 6 ページの議案第 3 1 号をご覧ください。

今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 3 1 号を議案書をもとに朗読】

1 番は乾燥調製施設敷地としての転用申請です。

議長 ( 舟木会長 )

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長 ( 舟木会長 )

1 番については前田光春委員より説明をお願いします。

前田光春委員

議案第 3 1 号の 1 番について説明します。

申請人は 地内の農事組合法人です。

将来的に農事組合法人の経営規模の拡大を推進し、基盤強化を図るため早急に乾燥調製施設が必要です。

耕作から乾燥調製まで一貫して請け負うことで農作業を計画的に行い、省力化、効率化に繋がたいと考えています。

申請地は地区の中央に位置し、既存の事務所からも近く効率よく利用できると思われま

す。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会の同意も得られております。

議長 ( 舟木会長 )

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 3 1 号について説明します。

1 番については、申請地が 1 0 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

転用目的は乾燥調製施設敷地と農業用施設であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

横山委員

大規模な農業施設の建設であるが、後継者の問題は大丈夫なんですか。

前田光春委員

現在のオペレーターは、高齢者が多いんですが、若手も育ってきているので、問題ありません。

横山委員

了解しました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第31号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第32号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書17ページの議案第32号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第32号を議案書をもとに朗読】

- 1番は農機具格納庫としての転用申請です。
- 2番は駐車場敷地としての転用申請です。
- 3番は農家分家住宅としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第32号の1番について説明します。  
譲受人は 地内の集落営農組合の代表です。  
現在、トラクターやコンバインなど多くの農業機械を所有されておりますが、近年の農業機械の大型化によりこれらを保管するための格納庫が不足しています。現在は格納庫では入りきらず、屋外に置いているのが現状であります。

現状について組合で話し合った結果、現在借用している農機具格納庫に隣接する農地を転用し、営農組合の農機具格納庫を拡張することになりました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番、3番については杉本委員より説明をお願いします。

杉本委員

議案第32号の2番について説明します。  
譲受人は 地内で自営業を営んでいます。  
現在、譲受人は三女と二人暮らしであります。病気がちで入退院を繰り返しております。

そのため次女夫婦が同居し、介護を手伝うこととなりましたが、既存敷地の駐車スペースは譲受人と三女が使用しており、次女夫婦の駐車場がない状況であります。そこで隣接する田を転用して駐車場とすることにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

引き続き議案第32号の3番について説明します。

申請人は譲渡人の孫であり、市のアパートで妻と子の二人で生活しています。

子供の成長に伴い、アパートでは手狭になり、また両親の面倒のことも考え、本家に隣接する祖父の田を転用して分家住宅を建てることにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第32号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農機具格納庫と農業用施設であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場敷地であり、集落にも接続し、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農家分家住宅であり、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第32号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送

付することに可決されました。

(議案第33号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第33号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(福井)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長(舟木会長)

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第33号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第33号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長(舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第10回総会を閉会します。

閉会時刻 午後14時57分

その他報告事項

今年度の農地パトロール日程 10月28日(水)

平成27年度富山県農業委員等研修大会について(別紙)

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 11月6日(金)午後2時から  
射水市役所布目庁舎301号室

議長 舟木 康眞

署名委員 石井 寿男

署名委員 前花 敏子

第十回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十七年十月九日  
至 平成二十七年十月三十日